

栃木県土地家屋調査士会「境界問題解決センターとちぎ」規則

目次

- 第1章 総則(第1条—第2条)
- 第2章 境界問題解決センターとちぎ(第3条—第6条)
- 第3章 センターの組織
 - 第1節 運営委員会(第7条—第12条)
 - 第2節 運営委員(第13条—第16条)
 - 第3節 センター長等(第17条—第19条)
 - 第4節 事務職員(第20条)
- 第4章 センターの会計(第21条—第23条)
- 第5章 相談手続等
 - 第1節 相談員候補者等(第24条—第27条)
 - 第2節 相談手続等(第28条—第32条)
- 第6章 費用等(第33条—第34条)
- 第7章 その他(第35条—第40条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木県土地家屋調査士会(以下「本会」という。)の会則(以下「会則」という。)第86条の2第2項の規定に基づき、同第86条の2第1項の規定を実施するために必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、不動産登記法(平成16年法律第123号)及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)において使用する用語の例による。

第2章 境界問題解決センターとちぎ

(設置)

第3条 本会は、会則第86条の2第1項の規定に基づき、境界紛争(土地の境界が明らかでないことを原因とする民事に関する紛争(筆界特定の手続により筆界が特定された土地の所有権の及ぶ範囲に関する紛争を含む。))をいう。以下同じ。)についての相談手続(当

該紛争を解決するために本会が実施するその当事者への助言その他の支援に係る手続をいう。以下同じ。)、調停手続(当該紛争を解決するために本会が実施する民間紛争解決手続をいう。以下同じ。)、受付面談手続(相談手続又は調停手続を実施するために本会が実施する面談による受付手続をいう。以下同じ。)、その他これらに関連する資料調査業務、測量・鑑定業務(以下「相談手続等」という。)を実施するため、境界問題解決センターとちぎ(以下「センター」という。)を設置する。

2 センターの事業は、栃木県弁護士会(以下「弁護士会」という。)の協力を得て実施するものとする。

(業務)

第4条 センターにおいて実施する業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 境界紛争についての相談手続(以下「相談手続」という。)
- (2) 境界紛争についての調停手続(以下「調停手続」という。)
- (3) 相談手続又は調停手続を実施するための受付面談手続(以下「受付面談手続」という。)
- (4) センターの業務に関与する者に対する研修の企画及びその実施
- (5) センターの業務に関する広報の企画及びその実施
- (6) 筆界特定の手続、裁判手続、民間紛争解決手続その他の紛争解決手続との効果的な連携を図るために必要な業務
- (7) 弁護士会その他本会の関係団体との連携及び協力を図るために必要な業務
- (8) その他前各号に掲げる業務を実施するために必要な業務

(代表)

第5条 本会の会長は、センターを代表し、その業務を総理する。

(事務所)

第6条 センターの業務を実施する事務所は、本会所在地に置く。

第3章 センターの組織

第1節 運営委員会

(運営委員会)

第7条 センターの業務について、迅速かつ適正な運営を確保するため、センターに境界問題解決センターとちぎ運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 相談手続等に関し第8条第1項に規定する委員長から付議された事項の審議及び

その決定

- (2) 受付面談員(受付面談手続において受付面談に応じる担当者をいう。以下同じ。)及び相談員(相談手続において相談に応じる担当者をいう。以下同じ。)並びに調停員(調停手続において和解の仲介を行う手続実施者をいう。以下同じ。)の候補者の推薦
- (3) センターが実施する研修の企画及びその実施
- (4) センターの業務に関する広報の企画及びその実施
- (5) センターの業務に関する予算案の作成
- (6) センターの業務の運営に関し会長から付託された事項の審議及びその決定
- (7) センターの業務を運営するのに必要なマニュアル、指針その他の要領の制定
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの業務の運営に関し必要な事項の処理

3 運営委員会は、運営委員(次節に規定する運営委員をいう。以下この節において同じ。)をもって組織する。

(委員長)

第8条 運営委員会に、委員長を置き、土地家屋調査士である運営委員(以下「調査士運営委員」という。)のうちから1人を運営委員の互選により定める。

2 委員長は、運営委員会を統括し、その会務を処理する。

(副委員長)

第9条 運営委員会に、副委員長を置き、調査士運営委員及び弁護士である運営委員(以下「弁護士運営委員」という。)のうちからそれぞれ1人を運営委員の互選により定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。ただし、あらかじめ調査士運営委員が行うものとして委員長から指定された職務については、調査士運営委員である副委員長がその職務を代理し、又は行わなければならない。

(会議)

第10条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がある場合であって、そのうちに調査士運営委員及び弁護士運営委員のそれぞれ1人以上が含まれていなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、調査士運営委員及び弁護士運営委員のそれぞれ1人以上を含む出席した運営委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 運営委員会の決議について特別の利害関係を有する運営委員は、議決に加わることができず、第2項に規定する出席した運営委員の数にも算入しない。

5 本会の会長は、運営委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。

6 運営委員会は、議事を審議するために必要と認めるときは、運営委員以外の者を会議に出席させ、及び意見を述べさせることができる。

7 運営委員会の議事については、議事録を作成するものとし、委員長及び出席した運営委員のうち委員長が指定する2人の者がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

(小委員会)

第11条 センターの業務の運営を円滑に実施させるため、運営委員会に小委員会を置く。

2 小委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

(1) 運営委員会の会議において審議する議案を作成すること。

(2) 相談手続等に関し、第17条第1項に規定するセンター長の諮問に応じ意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの業務の運営を円滑に実施するために必要なものとしてあらかじめ運営委員会が定める事項を処理すること。

3 小委員会は、調査士運営委員をもって組織する。

(小委員会の会議)

第12条 小委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 小委員会は、調査士運営委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。この場合において、調査士運営委員が映像又は音声の送受信により同時に通話する方法により会議に参加したときはその調査士運営委員は会議に出席したものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、委員長は、調査士運営委員のすべてが会議に付議すべき議事について当該調査士運営委員の間で書面又は電磁的記録を送受信する方法により当該議事を審議し、及び議決することにあらかじめ同意したときは、会議を開くことなくその同意した方法で当該議事を審議し、及び議決することができる。

4 小委員会の議事は、出席した調査士運営委員(第2項後段の規定により会議に出席したものとみなされる調査士運営委員を含み、前項の規定により議事を議決するときはすべての調査士運営委員とする。次項において同じ。)の過半数で決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 小委員会の決議について特別の利害関係を有する調査士運営委員は、議決に加わることができず、第2項に規定する出席した調査士運営委員の数にも算入しない。

6 委員長は、小委員会の会議において審議し、及び決定した内容について、運営委員会に定期的に、及び随時報告しなければならない。

7 第10条第5項及び第6項の規定は、小委員会の会議について準用する。

第2節 運営委員

(運営委員)

第13条 運営委員は、次の各号に掲げる者とし、本会の会長が任命する。

- (1) 本会の会員であって、本会の会長が推薦し本会の理事会の承認を得た者
- (2) 弁護士会の会員であって、弁護士会の会長が推薦した者

2 運営委員の数は、5人以上10人以下とし、調査士運営委員4人以上及び弁護士運営委員1人以上としなければならない。

(欠格事由)

第14条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、運営委員となる資格を有しない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)又は弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 土地家屋調査士法第42条第3号に規定する業務の禁止の処分を受け、又は弁護士法第57条第1項第4号に規定する除名の処分を受けた者

(退任)

第15条 運営委員は、次の各号のいずれかに該当するときに、退任する。

- (1) 本会又は弁護士会の会員でなくなったとき。
- (2) 調査士運営委員から辞任の申出を受け、本会の会長がこれを受理したとき。
- (3) 弁護士会の会長から弁護士運営委員について退任の申出があったとき。
- (4) 前条各号に規定する事由のいずれかに該当したとき。
- (5) 本会の理事会において運営委員を解任する決定がされたとき。
- (6) 次条に規定する任期が満了したとき。

2 理事会は、運営委員が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、前項第5号による解任の決議をすることができる。ただし、予め弁明の機会を与えるとともに、弁護士運営委員を解任するときは弁護士会会長の承認を得て解任するものとする。

- (1) 運営委員会により、職務上の義務違反その他運営委員たるに適しない非行があると判断されたとき。
- (2) 運営委員会により、心身の故障のため職務を執ることができないと判断されたとき。
- (3) その他センターの運営又は業務執行に関し、センターの秩序を乱す明白・重大な事実があり、本会会長からは是正の命令を受けてもこれに従わないとき。

(任期)

第16条 運営委員の任期は、調査士運営委員にあつては運営委員に就任した時から2回目に開催される本会の定時総会の終了の時までとし、弁護士運営委員にあつては運営委員に就任した時から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により任命された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 増員により任命された運営委員の任期は、調査士運営委員にあつては他の調査士運営委員の任期と弁護士運営委員にあつては他の弁護士運営委員の任期とそれぞれ同一とする。

4 運営委員は、前条第1項第2号及び第3号の規定により退任し、又は前3項の規定によりその任期が満了した場合であっても、後任者が任命されるまでは、なお運営委員としての権利義務を有する。

第3節 センター長等

(センター長)

第17条 センターにセンター長を置き、委員長の職にある者をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務の運営に関する事務を統括し、その業務を執行する。

(副センター長)

第18条 センターに副センター長を置き、副委員長(調査士運営委員に限る。)の職にある者をもって充てる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠けたときはその職務を行う。

(職務の指定)

第19条 センター長は、運営委員会の承認を得て、調査士運営委員のうちから1人又は2人以上の者を指名し、その所掌する職務のうちの一部を指定して、当該指名をした調査士運営委員に行わせることができる。

2 前項の規定により指名された調査士運営委員は、同項の規定により指定された職務についてその進捗状況及び結果を、随時、センター長に報告しなければならない。

第4節 事務職員

(事務職員)

第20条 センター長は、センターの業務の運営に関する事務を円滑に実施させるため、本会の会長の承認を得て、本会の事務局職員のうちから、当該事務を補助する者(次項において「事務職員」という。)を指名することができる。

2 事務職員は、センター長の指揮命令を受けて、センター長から指定された事務を処理する。

第4章 センターの会計

(特別会計)

第21条 センターの会計は、本会の特別会計とし、その運営に要する経費は、第33条に規定する境界紛争の当事者から徴収する費用、本会の一般会計からの繰入金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第22条 センターの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(決算及び予算)

第23条 運営委員会は、会計年度ごとに、センターの業務に関する決算報告書及び予算案を作成し、その会計年度が終了した後、遅滞なく会長に提出しなければならない。

第5章 相談手続等

第1節 相談員候補者等

(受付相談員候補者)

第24条 本会の会長は、センター長が指定する研修（本会が実施する研修を含む。）を修了した本会の会員であって土地家屋調査士としての業務歴が5年以上の者のうちから運営委員会が推薦したものを受付相談員候補者に任命する。

2 受付相談員候補者の任期は、前項の規定により任命された日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、受付相談員候補者が、その任期が満了する日において、受付相談員として関与している受付相談手続があるときは、その受付相談手続が終了する時までその任期を延長するものとする。

4 センター長は、受付相談員候補者名簿（第1項の規定により任命された受付相談員候補者の氏名その他別に運営委員会が定める事項を記載した名簿をいう。次項において同じ。）を調製し、これをセンターの事業を実施する事務所に備え置くものとする。

5 センター長は、受付相談員候補者の退任その他の事由により受付相談員候補者名簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその変更内容を受付相談員候補者名簿に記載するものとする。

(相談員候補者)

第25条 本会の会長は、次の各号に掲げる者のうちから、相談員候補者を任命する。

- (1) センター長が指定する研修（本会が実施する研修を含む。）を修了した本会の会員であって土地家屋調査士としての業務歴が5年以上の者のうちから運営委員会が推薦したもの

(2) 弁護士会の会員であって弁護士会の会長が推薦したもの

2 相談員候補者の任期は、前項の規定により任命された日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、相談員候補者が、その任期が満了する日において、相談員として関与している相談手続があるときは、その相談手続が終了する時までその任期を延長するものとする。

4 センター長は、相談員候補者名簿（第1項の規定により任命された相談員候補者の氏名その他別に運営委員会が定める事項を記載した名簿をいう。次項において同じ。）を第1項各号に規定する区分に従って調製し、これをセンターの事業を実施する事務所に備え置くものとする。

5 センター長は、相談員候補者の退任その他の事由により相談員候補者名簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその変更内容を相談員候補者名簿に記載するものとする。

(調停員候補者)

第26条 本会の会長は、次の各号に掲げる者のうちから、調停員候補者を任命する。

(1) センター長が指定する研修（本会が実施する研修を含む。）を修了した本会の会員であって土地家屋調査士としての業務歴が10年以上の者のうちから運営委員会が推薦したもの

(2) 弁護士会の会員であって弁護士会の会長が推薦したもの

2 調停員候補者の任期は、前項の規定により任命された日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、調停員候補者が、その任期が満了する日において、調停員として関与している調停手続があるときは、その調停手続が終了する時までその任期を延長するものとする。

4 センター長は、調停員候補者名簿（第1項の規定により任命された調停員候補者の氏名その他別に運営委員会が定める事項を記載した名簿をいう。次項において同じ。）を第1項各号に規定する区分に従って調製し、これをセンターの事業を実施する事務所に備え置くものとする。

5 センター長は、調停員候補者の退任その他の事由により調停員候補者名簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその変更内容を調停員候補者名簿に記載するものとする。

6 調停員候補者は、相談員候補者を兼ねることができる。調査士調停員候補者は受付面談員候補者をも兼ねることができる。

(運営委員の規定の準用)

第27条 第14条の規定は受付面談員候補者及び相談員候補者並びに調停員候補者（以下この条において「相談員候補者等」という。）の欠格事由について、第15条の規定は

相談員候補者等の退任について並びに第16条第2項及び第3項の規定は相談員候補者等の任期について、それぞれ準用する。

第2節 相談手続等

(基本理念)

第28条 相談手続等は、境界紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、土地家屋調査士及び弁護士等の専門的な知見を活用して、公正かつ適確に実施し、その紛争の実情に即しつつ迅速な解決を図るものでなければならない。

(対象)

第29条 相談手続等は、栃木県に所在する土地に係るものを対象とする。ただし、対象となる土地が栃木県に所在する土地と隣接していることその他の事情がある場合であつて、運営委員会が相談手続等を実施することを相当と認めたときは、この限りでない。

(相談手続等の実施)

第30条 受付面談手続は、センターで実施される手続を利用しようとする者からの申込みに基づき、その申込者に対して実施するものとする。

2 相談手続は、境界紛争の当事者(境界紛争の対象となる土地の所有権登記名義人等(不動産登記法第123条第5号に規定する所有権登記名義人等をいう。次項及び第4項において同じ。))又はこれに準ずるものとしてセンター長が相当と認める者に限る。)からの申込みに基づき、その当事者に対して実施するものとする。

3 調停手続は、境界紛争の一方の当事者(境界紛争の対象となる土地の所有権登記名義人等又はこれに準ずるものとしてセンター長が相当と認める者に限る。)からの申立てに基づき、他方の当事者がその実施を依頼したものについて、その双方の当事者のために実施するものとする。

4 本会は、相談手続等の実施に関し、境界紛争の一方又は双方の当事者から、境界紛争の対象となる土地についての資料調査(当該土地の登記事項証明書、地図その他の資料を収集することをいう。以下この項において同じ。))又は測量・鑑定(当該土地若しくはそれに隣接する土地の形状、境界標の有無、建築物その他の工作物の有無を調査若しくは測量し、又は当該土地の所有権登記名義人等に立会いを求めることその他の行為により当事者が主張する境界(筆界特定がされたものであるときはその特定された筆界を含む。))を明確にした測量図面を作成することをいう。以下同じ。)を求められたときは、本会の会員にその資料調査の実施を委託し、又は境界鑑定等業務取扱会員(本会の境界鑑定等業務取扱要綱第5条第1項に規定する境界鑑定等業務取扱会員登録名簿に登録された会員をいう。)にその測量・鑑定の実施を委託することができる。

(非公開)

第31条 相談手続等は、次の各号に掲げる場合を除き、公開しない。

- (1) 次項の規定により公表するとき。
- (2) 境界紛争の当事者その他別に定める者からの請求に応じて記録の閲覧又は謄写をさせるとき。
- (3) 境界紛争の当事者その他別に定める者からの請求に応じて原本に相違ない旨を記載した和解契約書の謄本を交付するとき。
- (4) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律、民事訴訟法(平成8年法律第109号)その他の法令の規定により公開する必要があるとき。
- (5) 相談手続等を適正に実施させるため、本会の役員及び職員(臨時的に任用された者を含む。)、運営委員、受付面談員、相談員、調停員その他相談手続等に関与する本会の会員に公開する必要があるとき。

2 本会は、センターの業務の研究若しくは広報に活用し、又はセンターにおいて実施する研修用の教材として用いるため、境界紛争の双方の当事者の同意を得て、相談手続等の概要(当該当事者の氏名又は名称及び紛争の内容が特定されないようにすることその他当該当事者の秘密保持に配慮した措置を講じたものに限る。)を、印刷物の配布その他の方法により公表することができる。

(本会の役員等の責務)

第32条 本会の役員及び職員(臨時的に任用された者を含む。)、運営委員、受付面談員候補者、相談員候補者、調停員候補者その他相談手続等に関与する本会の会員は、相談手続等を実施するに際し、中立な立場を保持しつつ、公正にその職務を遂行しなければならない。

2 前項に規定する者は、相談手続等の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 本会の役員及び運営委員は、受付面談員及び相談員並びに調停員に対し、法令、この規則その他相談手続等に関する定めを遵守させる場合のほかは、相談員が相談手続を実施し、又は調停員が調停手続を実施するに際して独立して行う職務に関し、直接又は間接に命令若しくは指示をし、又は不当な関与をしてはならない。

4 本会の会長は、前3項に規定する義務を遵守させるために必要な事項を記載した書面を交付する等して第1項に規定する者に対し説明することその他の措置を定期的に、又は必要に応じて講じるものとする。

第6章 費用等

(手数料等)

第33条 本会は、相談手続等の実施に関し、境界紛争の当事者から手数料、測量費用その他の費用を徴収することができる。

(運営委員等の報酬)

第34条 本会は、運営委員、受付面談員、相談員、調停員その他相談手続等に関しその職務を遂行した者に対し、報酬を支払うことができる。

第7章 その他

(筆界特定の手続との連携)

第35条 本会は、相談手続等の実施に関し、その対象となる土地について、筆界特定の申請がされている場合であって不動産登記法第138条の規定により法務局又は地方法務局の長から協力を求められたときは、この規則及び第39条第1項の規定に基づき制定された規程の規定に反しない限り資料の提出その他必要な協力をするものとする。

(苦情の取扱い)

第36条 本会の会長は、相談手続等に関する苦情について、当該苦情を受け付ける窓口を設置することその他当該苦情を適正に処理させるのに必要な措置を講じなければならない。

(誓約書の提出)

第37条 本会の役員及び職員(第20条第1項の規定により指名された者に限る。)、運営委員、受付面談員候補者、相談員候補者、調停員候補者その他相談手続等に関与する本会の会員は、その就任後、速やかに、この規則その他相談手続等に関する定めを遵守しセンターの業務を適正に実施することを約した誓約書を作成して、本会の会長に提出しなければならない。

(規則等の公開)

第38条 本会は、この規則及び次条第1項の規定に基づき制定された規程であって本会の会長が相当と認めるものについて、センターの業務を実施する事務所に備え置く方法により公開するほか、本会の会長が指定する方法により公開することができる。

(委任等)

第39条 この規則を実施するために必要な規程は、運営委員会の決議を経て、本会の会長が定める。

2 会長は、前項の規定により必要な規程を定めたときは、遅滞なく本会の理事会及び弁護士会に報告しなければならない。

(改廃)

第40条 この規則を改正し、又は廃止するときは、弁護士会との協議を経て、本会の理事会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成18年12月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の認証を取得した日(平成23年3月29日)から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行前に申込みを受付けた相談手続及び申立てを受理した調停手続については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和6年4月17日から施行する。